

利用規約

第1条 名称及び所在地

本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本スタジオ」といいます）

第2条 運営

本スタジオの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、本規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社FRONT LINEが行います。

第3条 目的

本スタジオは、メンバー（本規約第6条所定の手続きを経て本スタジオと契約を締結された方をいいます。以下同じです。）が本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

第4条 入会資格

1.本スタジオに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本スタジオの目的に賛同し本規約を承諾した方とします。

2.メンバーは、本スタジオに対し、次の各号を保証します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、入会するものでないこと
- (3) 本スタジオのメンバー資格を得たのち、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

一、本スタジオ及びメンバーに対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

二、偽計又は威力を用いて本スタジオの業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第5条 メンバーの種類

本スタジオのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

第6条 入会手続

本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、本スタジオが定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者と連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第19条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

第7条 入会金

メンバーは本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければな

りません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第8条 資格停止及び契約解除

1.本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または直ちに契約を解除することができます。

- (1) 本スタジオの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。
- (3) 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
- (4) 本スタジオの名誉、信用を損し、または秩序を乱したとき。
- (5) 第4条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき
- (6) メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (7) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- (8) 体臭や口臭が、密閉された空間において他の利用者に迷惑がかかると施設側が判断したとき。
- (9) 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
- (10) その他本スタジオが、社会通念に照らし、メンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

2.前項に基づいて本スタジオが本規約に基づく契約を解除したことにより、メンバーに損害場生じた場合であっても、本スタジオはその損害を賠償する責を負わないものとします。

第9条 メンバー資格の喪失

メンバーは、前条に定めるほか、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、本スタジオから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

第10条 メンバー資格の譲渡禁止

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

第11条 会費等の支払

メンバーは、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。(月会員は、メンバーが本スタジオのメンバー資格を有する限り、現実には本スタジオの施設を利用しない場合も支払義務が発生します。)

第12条 施設利用料

メンバーは、本スタジオを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

第13条 休 会

メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月とし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1回につき連続1年まで）

第14条 メンバー種類の変更

メンバーは、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第15条 退会・移籍

各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第16条 休業

本スタジオの定休日は、別に定めるとおりとします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合にはあらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第17条 施設の廃止・利用制限等

本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- (1) 台風その他異常気象、風水火災害、地震近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
- (2) 施設の改造または補修工事実施のとき。
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- (4) 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- (5) その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

本スタジオは施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ館内掲示するところにより開催することができます。なお、メンバーはこれらのスクールで使用する間の当該施設は原則として利用できないものとします。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

第18条 メンバーの利用及び事故

1.メンバーは、本スタジオの利用にあたり、安全確認書に定める内容のすべてを遵守し、かつ、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。本スタジオメンバー同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。

2.メンバーは、本スタジオにおいて、能力・技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

3.前2条に定めるほか、メンバーが本スタジオの施設利用中、メンバーの責に帰すべき事由により、本スタジオまたは他のメンバーその他の第三者に損害を与えたときは、当該メンバーがその責を負うものとし、本スタジオは、一切の責任を負わないものとします。

第19条 持込物に関する責任等

1.本スタジオは、メンバーが施設に持ち込んだものを預かりません。メンバーは、持ち込み物について自己の責任をもって管理するものとします。

2.本スタジオは、故意または過失がない限り、メンバーが施設に持ち込んだものの滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

3.本スタジオは、メンバーが施設に放置した物について、一切の権利を放棄したものとみなすことができます。ただし、以下の各号に定めるものを除きます。

(1) 現金及び有価証券

(2) その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められるもの

(3) 建物又は自動車の上を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これに準ずるもの

(4) パーソナルコンピューター、タブレット、携帯電話装置

(5) 運転免許証、健康保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく政令等により交付された書類であって、個人の地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの

(6) 預貯金通帳もしくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード

(7) 動物

(8) 当該物又はその付属物に記載又は付加された情報により、その所有者又は占有者が識別できる物

第20条 守秘義務

本スタジオで使用している文書の内容や、本スタジオでお伝えするトレーニング・ノウハウ等を、他の施設若しくは事業者へ伝達・漏洩すること、又は自らの事業に利用すること、並びにこれらを目的として複製・撮影等を行い、本スタジオ外に持ち出すことを、固く禁止します。これらのいずれかに違反した場合は、違反行為により本スタジオ

に生じた損害を賠償していただきます。

第21条 変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第22条 諸費用の改定

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用について、本スタジオが必要と判断したときは、メンバーに対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより改定することができます。

第23条 細則

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

第24条 改定

原則として、本スタジオは、1ヶ月前までにメンバーに告知または通知することにより、本規約の改定及び変更ができ、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。

第25条 告知の方法

本規約におけるメンバーへの告知方法は、本スタジオへの備え付け及びホームページに掲載する方法とします。

第26条 個人情報保護

本スタジオは、本スタジオの保有するメンバーの個人情報を、本スタジオが別途定める個人情報保護指針にしたがって管理します。

第26条 附則

本規約は2021年3月20日より実施します。

名称及び所在地

名称：AIRNIX野沢

住所：〒154-0003 東京都世田谷区野沢3丁目30-6 スプーキービルセカンド1F

電話：03-6804-0274

運営会社：株式会社FRONT LINE